

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（臨時休業及び在宅教育）」に改め、同条第一項中「あるときは、」の下に「臨時に」を加え、同条に次の一項を加える。

3 校長は、第一項の規定によるほか臨時に授業を行わない日において必要があると認めるときは、教育長が別に定めるところにより、在宅教育（児童生徒等が在宅を基本として学習目標の達成を目指すための教育をいう。）を実施することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。